

○国土交通省令第五十五号

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに
関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海上運送法及び船員法の一部を改正する
法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関す
る省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。
）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対
象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 準日本船舶の認定等 (第三十一条―第四十二条の七)

第六章 先進船舶の導入等の促進 (第四十二条の八―第四十二条の十三)

第七章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業 (第四十二条の十四)

第八章 国際船舶の譲渡等 (第四十三条―第四十五条)

第九章 雑則 (第四十六条―第五十一条)

附則

(準日本船舶の認定の申請)

第三十一条 法第三十九条の五第一項又は第二項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 総トン数等 (法第三十九条の五第三項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。)

七 法第三十九条の五第四項に規定する検査 (以下「安全衛生検査」という。)を受けた船舶にあつては、検査内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者 (法第三十九条の五第二項の規定による認定の申請にあつては、当該申請に係る対外船舶運航事業者に限る。)が当該船舶を運航していることを証する書類

二 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三 船舶所有者が申請者 (法第三十九条の五第二項の規定による認定

改正前

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 準日本船舶の認定等 (第三十一条―第四十二条の七)

第六章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業 (第四十二条の八)

第七章 国際船舶の譲渡等 (第四十三条―第四十五条)

第八章 雑則 (第四十六条―第五十一条)

附則

(準日本船舶の認定の申請)

第三十一条 法第三十九条の五第一項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 総トン数等 (法第三十九条の五第二項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。)

(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者が当該船舶を運航していることを証する書類

二 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三 船舶所有者が申請者の子会社であることを証する書類

の申請にあつては、当該申請に係る本邦船主に限る。）の子会社であることを証する書類

四 法第三十九条の五第一項第一号又は同条第二項第一号及び第二号に規定する契約の契約書の写し

五 (略)

六 安全衛生検査を受けた船舶にあつては、第三十六条の三の安全衛生検査合格証の写し又は当該検査の結果を記載した書類

七・八 (略)

(認定の要件)

第三十二条 法第三十九条の五第一項第一号及び同条第二項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

2 法第三十九条の五第二項第二号の国土交通省令で定める要件は、当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこととする。

3 法第三十九条の五第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同条第一項第二号及び同条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

第三十三条 法第三十九条の五第三項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同

四 法第三十九条の五第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

五 (略)

(新設)

六・七 (略)

(認定の要件)

第三十二条 法第三十九条の五第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

2 法第三十九条の五第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同号の要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表 略)

(測度の申請等)

第三十三条 法第三十九条の五第二項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同

令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一〇九（略）

2・3（略）

（安全衛生検査の申請等）

第三十六条の二 安全衛生検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全衛生検査申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 船舶の名称

三 船舶の国籍

四 船舶所有者の住所及び氏名

五 検査を受けようとする事項

六 その他国土交通大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、二千六年の海上の労働に関する条約の締約国である外国が当該条約の規定に基づいて交付した船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の三第二項に規定する海上労働証書に相当する証書（第四十二条第三項において「相当証書」という。）の写しを添付するものとする。

3 所轄地方運輸局長等は、安全衛生検査のため必要があると認める場合は、前項の書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（安全衛生検査合格証の交付）

令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一〇九（略）

2・3（略）

（新設）

第三十六条の三 所轄地方運輸局長等は、安全衛生検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第四十一条の三において同じ。）に適合していると認めるときは、申請者に対し、安全衛生検査合格証を交付するものとする。

（認定証の記載事項）

第三十七条 法第三十九条の五第六項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 認定対外船舶運航事業者等の住所及び氏名
- 二 四 （略）
- 五 安全衛生検査を受けた船舶にあつては、検査内容

（命令航海に確實かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由）

第三十八条 法第三十九条の五第七項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

（変更等の届出）

第三十九条 法第三十九条の五第七項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 三 （略）

四 法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項に変更があつた場合に於ては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

- 五 （略）

（新設）

（認定証の記載事項）

第三十七条 法第三十九条の五第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 認定対外船舶運航事業者の住所及び氏名
- 二 四 （略）
- （新設）

（命令航海に確實かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある事由）

第三十八条 法第三十九条の五第五項の国土交通省令で定める事由は、準日本船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われたこととする。

（変更等の届出）

第三十九条 法第三十九条の五第五項の規定により変更等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 三 （略）

四 法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項に変更があつた場合に於ては、当該変更に係る事項、当該変更があつた年月日及び当該変更の理由

- 五 （略）

2 前項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するものの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

第四十条 法第三十九条の五第八項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2・3 (略)

(準日本船舶の安全衛生検査の内容の変更に係る検査の申請等)

第四十一条の二 法第三十九条の五第九項の規定により準日本船舶の検査内容の変更に係る検査(以下「変更検査」という。)を受けようとする者は、第三十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した安全衛生変更検査申請書及び第三十六条の三の安全衛生検査合格証を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2 第三十六条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する準日本船舶の変更検査の場合について準用する。

(安全衛生検査合格証の書換え)

第四十一条の三 所轄地方運輸局長等は、変更検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件に適合していると認めたとときは、第三十六条の三の安全衛生検査合格証の書換えをするものとする。

2 前項の届出が法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、前項の届出書に、第三十一条第二項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

3 第一項の届出が法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項のうち認定証の記載事項に該当するものの変更に係るものである場合には、第一項の届出書のほか、次に掲げる事項を記載した認定証書換え申請書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一・二 (略)

(準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度の申請等)

第四十条 法第三十九条の五第六項の規定により準日本船舶の総トン数等の変更に係る測度(以下「改測」という。)を受けようとする者は、第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した総トン数等改測申請書を所轄地方運輸局長等に提出するものとする。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(準日本船舶の譲受等の届出)

第四十二条 法第三十九条の五第十項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一～三 (略)

四 法第三十九条の五第十項各号に掲げる場合のいずれに該当するか
の別

五 (略)

2 前項の届出が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合に該当するときは、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

3|| 第一項の届出(安全衛生検査を受けた船舶に係るものに限る。)が法第三十九条の五第十項第一号に掲げる場合該当するときは、第一項の届出書に検査内容を記載するとともに、相当証書の写しを添付するものとする。

(認定証の再交付)

第四十二条の二 認定対外船舶運航事業者等は、認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証再交付申請書に当該損傷した認定証(認定証を滅失したときは、その事実を記載した書面)を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。

一～四 (略)

2 認定対外船舶運航事業者等は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。

(準日本船舶の譲受等の届出)

第四十二条 法第三十九条の五第七項の規定により準日本船舶の譲受等の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶譲受等届出書に認定証を添付して、これを国土交通大臣に提出するものとする。

一～三 (略)

四 法第三十九条の五第七項各号に掲げる場合のいずれに該当するか
の別

五 (略)

2 前項の届出が法第三十九条の五第七項第一号に掲げる場合に係るものである場合には、前項の届出書に国際総トン数を記載するとともに、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

(新設)

(認定証の再交付)

第四十二条の二 認定対外船舶運航事業者は、認定証を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証再交付申請書に当該損傷した認定証(認定証を滅失したときは、その事実を記載した書面)を添付して、これを国土交通大臣に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。

一～四 (略)

2 認定対外船舶運航事業者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に返納するものとする。

(認定証の返納)

第四十二条の三 認定対外船舶運航事業者等は、法第三十九条の五第十二項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

第四十二条の四 法第三十九条の六の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数（法第三十九条の五第八項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(安全衛生検査の内容の確認)

第四十二条の四の二 法第三十九条の七の規定による確認は、第四十二条第三項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された検査内容と、第三十六条の二第一項の安全衛生検査申請書に記載された検査を受けようとする事項（法第三十九条の五第九項の規定により変更検査を受けた場合にあつては、第四十一条の二第一項の安全衛生変更検査申請書に記載された検査を受けようとする事項）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(準日本船舶重要事項報告書)

第四十二条の五 法第三十九条の九第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十二号様式による。）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

(認定証の返納)

第四十二条の三 認定対外船舶運航事業者は、法第三十九条の五第九項の規定により準日本船舶に係る認定が取り消されたときは、遅滞なく、認定証を国土交通大臣に返納するものとする。

(総トン数等の確認)

第四十二条の四 法第三十九条の六の規定による確認は、第四十二条第二項の規定により準日本船舶譲受等届出書に記載された国際総トン数と、第三十三条第一項の総トン数等測度申請書に記載された国際総トン数（法第三十九条の五第六項の規定により改測を受けた場合にあつては、第四十条第一項の総トン数等改測申請書に記載された国際総トン数）とを照合することその他の国土交通大臣が適当と認める方法により行うものとする。

(新設)

(準日本船舶重要事項報告書)

第四十二条の五 法第三十九条の七第一項の規定による報告は、準日本船舶重要事項報告書（第十二号様式による。）一通を、事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

(臨時の報告)

第四十二条の六 認定対外船舶運航事業者等は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2 (略)

(検査員証)

第四十二条の七 法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

第六章 先進船舶の導入等の促進

(先進船舶)

第四十二条の八 法第三十九条の十第一項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。

一 液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に環境への負荷の低減に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶

二 インターネット・オブ・シングス活用技術（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報を活用する技術をいう。）その他の航行の安全性若しくは効率性の向上又は快適性の確保に相当程度寄与する先進的な技術として国土交通大臣が定めるものを用いた船舶

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付

第四十二条の六 認定対外船舶運航事業者は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣から、法第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項に関し報告を求められたときは、報告書一通を提出しなければならない。

2 (略)

(検査員証)

第四十二条の七 法第三十九条の七第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第十三号様式によるものとする。

(新設)

するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における事業報告、貸借対象表及び損益計算書

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為の謄本

ロ 株式の引受け、出資又は財産の寄付の状況又は見込みを記載し

た書類

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ 資産調書

3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四十九号）第二条の許可	臨時船舶建造調整法施行規則（昭和二十八年運輸省令第四十二号）第二条及び第三条に規定する書類
臨時船舶建造調整法第四条第一項の承認	臨時船舶建造調整法施行規則第七条に規定する書類
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（先進船舶導入等計画の記載事項）

第四十二条の十 法第三十九条の十一第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 先進船舶導入等計画の認定により受けようとする支援措置

二 前号に掲げるもののほか、先進船舶導入等計画の実施に当たって特に留意すべき事項

(認定通知書)

第四十二条の十一 国土交通大臣は法第三十九条の十一第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により先進船舶導入等計画の認定をしたときは、速やかに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、第十五号様式による認定通知書に第四十二条の九第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(先進船舶導入等計画の変更の認定申請)

第四十二条の十二 法第三十九条の十一第五項の規定により先進船舶導入等計画の変更の認定を申請しようとする者は、第十六号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の正本及び副本には、当該先進船舶導入等計画の変更が第四十二条の九第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類をそれぞれ添付するものとする。

3 第四十二条の九第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(報告)

第四十二条の十三 法第三十九条の十八の規定による報告は、第十七号様式による報告書を、原則として認定先進船舶導入等計画の計画期間の経過後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

第七章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

(湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業)

第四十二条の十四 この省令の規定は、専ら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。

第六章 湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

(湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業)

第四十二条の八 この省令の規定は、もっぱら湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。

第八章 国際船舶の譲渡等

(国際船舶)

第四十三条 法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一～三 (略)

四 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ (略)

ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）

ハ～ホ (略)

2・3 (略)

第九章 雑則

(手数料)

第四十七条 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

2 外国において法第三十九条の五第三項又は第八項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

4 第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十八号様式による。）に貼つて納付するものとする。

5 第三項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手

第七章 国際船舶の譲渡等

(国際船舶)

第四十三条 法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一～三 (略)

四 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ (略)

ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）

ハ～ホ (略)

2・3 (略)

第八章 雑則

(手数料)

第四十七条 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額とする。

2 外国において法第三十九条の五第二項又は第六項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

(新設)

3 前二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十四号様式による。）に貼つて納付するものとする。

(新設)

数料納付書（第十九号様式による。）に貼つて納付するものとする。

（職権の委任）

第四十八条 海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第一項各号に掲げる職権（令第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 法第三十九条の五第三項及び第八項の規定による船舶の総トン数等の測度並びに同条第四項及び第九項の規定による船舶の検査にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

五（略）

第四号様式（第二十四条関係）

5.4センチメートル	5.4センチメートル	8.8センチメートル
写真	第号 年月日発行 官職氏名 年月日 海上運送法第二十五条第二項の規定による検査員の証 年月日限有効	国土交通大臣 地方運輸局長 運輸監理部長 印

（裏）

第二十五条（海上運送法抜粋）
 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
 二十二 第二十五条第一項（第四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。

（職権の委任）

第四十八条 海上運送法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第一項各号に掲げる職権（令第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 法第三十九条の五第二項及び第六項の規定による船舶の総トン数等の測度にあつては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長）

五（略）

第四号様式（第二十四条関係）

5.4センチメートル	5.4センチメートル	8.8センチメートル
写真	第号 年月日発行 官職氏名 年月日 海上運送法第二十五条第二項の規定による検査員の証 年月日限有効	国土交通大臣 地方運輸局長 運輸監理部長 印

（裏）

第二十五条（海上運送法抜粋）
 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
 二十二 第二十五条第一項（第四十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。

第十五号様式（第42条の11関係）

先進船舶導入等計画の認定通知書

第 年 月 日 号

殿

国土交通大臣 ㊟

下記による認定申請書及び添付書類に記載の先進船舶導入等計画について、海上運送法第39条の11第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 認定した先進船舶導入等計画の内容

別添のとおり。

（注意） この通知書は、大切に保存しておいてください。

第十四号様式（第42条の9関係）

先進船舶導入等計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 ㊟

海上運送法第39条の11第1項の規定により、下記の先進船舶導入等計画の認定を申請します。

記

1. 先進船舶の導入等計画の名称
2. 先進船舶の導入等の目標及び内容
3. 実施体制
4. 計画期間
5. 先進船舶の導入等の実施に必要な資金の額及びその調達方法
6. 先進船舶の導入等計画の認定により受けようとする支援措置
7. 先進船舶導入等計画の実施に当たって特に留意すべき事項

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（新設）

（新設）

第十七号様式（第 42 条の 13 関係）

先進船舶導入等計画の実施状況に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 ㊟

下記の先進船舶導入等計画の実施状況について報告します。

記

1. 先進船舶導入等計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 報告に係る計画の期間

3. 先進船舶導入等計画の認定により受けた支援措置

4. 先進船舶の導入等の目標の達成状況

5. 実施した先進船舶導入等計画の内容

6. その他留意すべき事項

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

3 複製となる資料を別途作成の上、添付すること。

第十六号様式（第 42 条の 12 関係）

先進船舶導入等計画の変更の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 ㊟

下記の先進船舶導入等計画について、下記の通り変更したいので、海上運送法第 39 条の 11 第 5 項の規定により、認定を申請します。

記

1. 変更しようとする先進船舶導入等計画の概要

【認定通知書番号】 第 号

【認定通知書交付年月日】 年 月 日

2. 変更しようとする事項

3. 変更しようとする理由

4. 当該先進船舶導入等計画の実施状況

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（新設）

（新設）

第十九号様式 (第47条関係)

手数料納付書

金 _____ 円

船舶の名称

船舶の国籍

上記金額の手数料を納めます。

収 印	入 紙
--------	--------

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

地方運輸局長
運輸監理部
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

(新設)

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)。

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一、十四 (略)

十五 危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十九条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断を行ったとき。

十六、二十一 (略)

③・④ (略)

(危険物等取扱責任者を乗り組まずべき船舶)

第七十七条の三 法第七十七条の三第一項の国土交通省令で定めるタンカーは、平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー(ばら積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)、液体化学薬品タンカー(ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)及び液化ガスタンカー(ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)とする。

② 法第七十七条の三第一項の国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船は、平水区域を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船(低引火点燃料(引火点が摂氏六十度以下の燃料をいう。以下同じ。))を使用する船舶をいい、貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。以下同じ。)とする。

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

第七十七条の四 船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の

改正前

(航海日誌)

第十一条 (略)

② 航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

一、十四 (略)

(新設)

十五、二十一 (略)

③・④ (略)

(危険物等取扱責任者を乗り組まずべきタンカー)

第七十七条の三 法第七十七条の三第一項の国土交通省令で定めるタンカーは、平水区域を航行区域とするタンカー以外の石油タンカー(ばら積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーをいう。)、液体化学薬品タンカー(ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)及び液化ガスタンカー(ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)とする。

(新設)

(危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準)

第七十七条の四 船舶所有者は、前条のタンカーには、次の表の上欄に

上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならぬ。

(表 略)

2|| 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならぬ。

一 低引火点燃料船の船長、機関長及び機関士又は運航士（五号職務）	甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）
二 前号に掲げる海員以外の海員であつて低引火点燃料船の燃料として使用される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの	甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）又は乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）

(危険物等取扱責任者の職務)

第七十七条の五 第七十七条の三第一項のタンカーに乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

一 前条第一項の表第一号から第三号までの上欄に掲げる船長又は海員として乗り組む危険物等取扱責任者	危険物又は有害物であるばら積み等の液体貨物の積み込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれ
--	--

掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならぬ。

(表 略)

(新設)

(危険物等取扱責任者の職務)

第七十七条の五 第七十七条の三のタンカーに乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

一 前条の表第一号から第三号までの上欄に掲げる船長又は海員として乗り組む危険物等取扱責任者	危険物又は有害物であるばら積み等の液体貨物の積み込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれ
---	--

<p>二 前条第一項の表第四号又は第五号上欄に掲げる海員として乗り組む危険物等取扱責任者</p>	<p>らの業務に関する記録の作成</p> <p>危険物又は有害物であるばら積み液体貨物の積み込み及び取卸しの作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成</p>
--	---

2|| 第七十七条の三第二項の液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

<p>一 前条第二項の表第一号上欄に掲げる船長又は海員として乗り組む危険物等取扱責任者</p> <p>二 前条第二項の表第二号上欄に掲げる海員として乗り組む危険物等取扱責任者</p>	<p>危険物又は有害物である燃料を供給する作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該燃料に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</p> <p>危険物又は有害物である燃料を供給する作業に関する現場における指揮監督、当該燃料に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</p>
---	---

(危険物等取扱責任者の認定等)

<p>二 前条の表第四号又は第五号上欄に掲げる海員として乗り組む危険物等取扱責任者</p>	<p>らの業務に関する記録の作成</p> <p>危険物又は有害物であるばら積み液体貨物の積み込み及び取卸しの作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成</p>
---	---

(新設)

(危険物等取扱責任者の認定等)

第七十七条の六 (略)

② (略)

③ 前二項の規定は、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者について準用する。

④ (略)

(消防講習の登録)

第七十七条の六の二 (略)

② (略)

③ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 講習に用いる第十一号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四〇六 (略)

(登録の要件等)

第七十七条の六の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十一号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二 (略)

三 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②・③ (略)

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録タンカー学科講習」という。)の登録は、登録タン

第七十七条の六 (略)

② (略)

(新設)

③ (略)

(消防講習の登録)

第七十七条の六の二 (略)

② (略)

③ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 講習に用いる第十号表に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四〇六 (略)

(登録の要件等)

第七十七条の六の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二 (略)

三 前号に掲げる科目にあつては、第十一号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

②・③ (略)

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録学科講習」という。)の登録は、登録学科講習を行

カー学科講習を行おうとする者の申請により行う。

- ② 第九号表第一②の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習の実施に関する事務(以下「登録タンカー学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

- ③ 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習事務を開始する日

(略)

(登録の要件等)

第七十七条の六の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる科目にあつては、第十三号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事すること。

- ② 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二 (略)

三 法人であつて、登録タンカー学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

- ③ 第九号表第一号②の登録は、登録タンカー学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

二 登録タンカー学科講習を行う者(以下「登録タンカー学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

おうとする者の申請により行う。

- ② 第九号表第一②の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 登録を受けようとする者が登録学科講習の実施に関する事務(以下「登録学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

- ③ 登録を受けようとする者が登録学科講習事務を開始する日

(略)

(登録の要件等)

第七十七条の六の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事すること。

- ② 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二 (略)

三 法人であつて、登録学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

- ③ 第九号表第一号②の登録は、登録学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

二 登録学科講習を行う者(以下「登録学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 三 登録タンカー学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録タンカー学科講習事務を開始する日

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十 登録タンカー学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンカー学科講習事務を行わなければならない。

一～二 (略)

- 三 甲種危険物等取扱責任者(石油)、甲種危険物等取扱責任者(液化化学薬品)又は甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第七十七条の六の二十一 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録タンカー学科講習、登録タンカー学科講習実施機関及び登録タンカー学科講習事務について準用する。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の二十二 第十号表第一号1(3)に規定する講習(以下この章において「登録低引火点燃料船学科講習」という。)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習を行おうとする者の申請により行う。

② 第十号表第一号1(3)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習の実施に関する事務(以下「登録低引火点燃料船学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

- 三 登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録学科講習事務を開始する日

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十 登録学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録学科講習事務を行わなければならない。

一～二 (略)

- 三 甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第七十七条の六の二十一 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録学科講習、登録学科講習実施機関及び登録学科講習の実施に関する事務について準用する。

(新設)

三 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

③ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十七条の六の二十三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 低引火点燃料船の構造及び設備

ロ 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム

ハ 低引火点燃料船の推進に関するシステム

ニ 低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法

ホ 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質

ヘ 災害防止対策及び海上汚染防止対策

ト 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令

二 前号に掲げる科目にあつては、第十四号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

② 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各

(新設)

号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第一百七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の六の二十六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十号表第一号1(3)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録低引火点燃料船学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

③ 第十号表第一号1(3)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録低引火点燃料船学科講習を行う者（以下「登録低引火点燃料船学科講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録低引火点燃料船学科講習を行う事務所の名称及び所在地

四 登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

（登録の更新）

第七十七条の六の二十四 第十号表第一号1(3)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

② 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録学科講習事務の実施に係る義務）

第七十七条の六の二十五 登録低引火点燃料船学科講習実施機関は、公

正に、かつ、第七十七条の六の二十三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録低引火点燃料船学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、第七十七条の六の二十三第一項第一号イからトまでに掲

（新設）

（新設）

げる科目ごとに、それぞれ一時間以上行うこと。

三 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七條の六の二十三第一項第二号に該当する者に行わせること。

（準用）

第七十七條の六の二十六 第七十七條の六の六から第七十七條の六の十六までの規定は登録低引火点燃料船学科講習、登録低引火点燃料船学科講習実施機関及び登録低引火点燃料船学科講習事務について準用する。

（認定の有効期間等）

第七十七條の七 （略）

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

③ 前二項の規定は、第七十七條の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

④ 地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があったときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一・二 （略）

⑤ 地方運輸局の事務所の長は、第三項において準用する第二項の規定

（新設）

（認定の有効期間等）

第七十七條の七 （略）

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び次項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

（新設）

③ 地方運輸局の事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一・二 （略）

（新設）

による申請書の提出があつたときは、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第三項において準用する第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に第十号表下欄に規定する経験を有すること。

二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に消火、液化天然ガス等燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

⑥ 前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書（第三項において準用する場合を含む。）の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

⑦ 地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑧ 第七十七条の六第四項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一 甲種危険物等 取扱責任者（低 引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1 次の(1)から(3)までに適合すること。 (1) 乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。
(2) 低引火点燃料船において、船長又は機	

④ 前項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日（第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日）から起算するものとする。

⑤ 地方運輸局の事務所の長は、第三項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑥ 第七十七条の六第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

（新設）

<p>二 乙種危険物等 取扱責任者（低 引火点燃料）</p>	<p>関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に關し責任を有する職務に一月以上従事し、かつ、燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること。</p> <p>(3) 消火、低引火点燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて第七十七条の六の二十二及び第七十七条の六の二十三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したこと。</p> <p>2 次の(1)から(4)までに適合すること。</p> <p>(1) 乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。</p> <p>(2) 甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。</p> <p>(3) 低引火点燃料船において燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。</p> <p>(4) 低引火点燃料船又は液化ガスタンカーに三月以上乗り組んだ履歴を有すること。</p> <p>申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。</p> <p>1 消火並びに低引火点燃料船の安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的な措置</p>
--	---

	<p>に關し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。</p> <p>2 甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。</p>
--	---

第十一号表～第十三号表 (略)

第十四号表（第七十七条の六の二十三関係）

講習科目	条件
一 低引火点燃料船の構造及び設備	三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として低引火点燃料船に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム	
三 低引火点燃料船の推進に関するシステム	
四 低引火点燃料船の機関の取扱及び燃料の補給	
五 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として低引火点燃料船に乗り組んだ履歴を有す

第十号表～第十二号表 (略)

(新設)

	<p>るもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 大学等において化学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。</p>
<p>六 災害防止対策及び海上汚染防止対策</p>	<p>三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>七 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令</p>	<p>一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日本工業規格A列4番）

危険物等取扱責任者資格認定申請書

年 月 日

殿

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日本工業規格A列4番）

危険物等取扱責任者資格認定申請書

年 月 日

殿

ふりがな

申請者氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の6第2項(第77条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

船員手帳番号	第 号
認定を受けようとする資格の区分	甲種(石油)、甲種(液体化学薬品)、 甲種(液化ガス)、 甲種(低引火点燃料)、 乙種(石油・液体化学薬品)、 乙種(液化ガス)、 乙種(低引火点燃料)
乗 船 履 歴	
講習課程の名称等	
*	

記載心得

1 (略)

2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。

甲種危険物等取扱責任者(石油)、甲種危険物等取扱責任者(液体化学薬品)又は甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)の認定を申

ふりがな

申請者氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の6第2項の規定により申請します。

船員手帳番号	第 号
認定を受けようとする資格の区分	甲種(石油)、甲種(液体化学薬品)、 甲種(液化ガス)、 乙種(石油・液体化学薬品)、 乙種(液化ガス)
乗 船 履 歴	
講習課程の名称等	
*	

記載心得

1 (略)

2 乗船履歴の欄には、認定に必要な乗船履歴及び従事した職名を記載すること。

甲種危険物等取扱責任者の認定を申請するものにあつては、職名の次にタンカーの種類を記載すること。

請するものにあつては、職名の次にタンカーの種類を記載すること。

3・4 (略)

第二十二号の四書式 (第七十七条の六関係)

70.0	Licence No. _____ Certified on _____ Valid until _____ CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances (資格の名称) Seafarer qualified in accordance with paragraph _____ of regulation _____ of regulation _____ and paragraph _____ of regulation _____ of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers, ships subject to the IGF Code MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN
------	--

第二十二号の五書式 (第七十七条の七関係) (日本工業規格 A列 4番)

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

年 月 日

殿

ふりがな

3・4 (略)

第二十二号の四書式 (第七十七条の六関係)

70.0	Licence No. _____ Certified on _____ Valid until _____ CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances (資格の名称) Seafarer in accordance with paragraph _____ of regulation and paragraph _____ of regulation _____ of STCW convention, as amended, as to the duties on oil, chemical, liquefied gas tankers MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN
------	--

第二十二号の五書式 (第七十七条の七関係) (日本工業規格 A列 4番)

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

年 月 日

殿

ふりがな

申請者氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の7第2項(第77条の7第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

船員手帳番号	第	号
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号	甲種 (石油) 甲種 (液体化学薬品) 甲種 (液化ガス) 甲種 (低引火点燃料) 乙種 (石油・液体化学薬品) 乙種 (液化ガス) 乙種 (低引火点燃料)	No. No. No. No. No. No. No.
乗 船 履 歴		
講習課程の名称等		
*		

記載心得 (略)

申請者氏名
住 所

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の7第2項の規定により申請します。

船員手帳番号	第	号
認定の更新を受けようとする資格の区分及び証印番号	甲種 (石油) 甲種 (液体化学薬品) 甲種 (液化ガス) 乙種 (石油・液体化学薬品) 乙種 (液化ガス)	No. No. No. No. No.
乗 船 履 歴		
講習課程の名称等		
*		

記載心得 (略)

(船員労働安全衛生規則の一部改正)

第三条 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

目次

第一章～第六章 (略)

第七章 登録安全担当者講習実施機関(第七十七条―第九十一条の六)

第八章 (略)

(安全担当者の資格)

第三条 (略)

2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 第七十七条及び第七十八条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録タンカー安全担当者講習」という。)の課程を修了した者であること。

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この号において「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書(次項において「締約国資格証明書」という。)を所有しており、かつ、船員法(昭和二十二年法律第百号。以下「法」という。)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船舶安全法(昭和八年法律第十一号)並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

改正前

目次

第一章～第六章 (略)

第七章 登録安全担当者講習実施機関(第七十七条―第九十一条)

第八章 (略)

(安全担当者の資格)

第三条 (略)

2 前項の規定によるほか、引火性液体類(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。)又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質(以下「引火性液体類等」という。)を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 第七十七条及び第七十八条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録安全担当者講習」という。)の課程を修了した者であること。

二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書を受有しており、かつ、船員法(昭和二十二年法律第百号。以下「法」という。)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)及び船舶安全法(昭和八年法律第十一号)並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

3|| 第一項の規定によるほか、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令

第二十三号。以下「施行規則」という。）第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船に乗り組む機関部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 第九十一条の二及び第九十一条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録低引火点燃料船安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。
- 二 締約国資格証明書を受有しており、かつ、法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条（略）

2 液体化学薬品タンカー（施行規則第七十七条の三第一項に規定する液体化学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第七十七条の三に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用方法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

（安全担当者講習の登録）

第七十七条 第三条第二項第一号の登録は、登録タンカー安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第三条第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一（略）
- 二 登録を受けようとする者が登録タンカー安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録タンカー安全担当者講習事務」という。）

（新設）

（安全衛生に関する教育及び訓練）

第十一条（略）

2 液体化学薬品タンカー（船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号。以下「施行規則」という。）第七十七条の三に規定する液体化学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第七十七条の三に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用方法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

（安全担当者講習の登録）

第七十七条 第三条第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第三条第二項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一（略）
- 二 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事

を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録タンカー安全担当者講習事務を開始する日

3 (略)

(登録の要件等)

第七十八条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二 (略)

三 法人であつて、登録タンカー安全担当者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三条第二項第一号の登録は、登録タンカー安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

二 登録タンカー安全担当者講習を行う者（以下「登録タンカー安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録タンカー安全担当者講習実施機関が登録タンカー安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録タンカー安全担当者講習実施機関が登録タンカー安全担当者講習事務を開始する日

(講習の実施に係る義務)

第八十条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第七十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンカー安全担当者講習事務を行わなければならない。

務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録安全担当者講習事務を開始する日

3 (略)

(登録の要件等)

第七十八条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一・二 (略)

三 法人であつて、登録安全担当者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三条第二項第一号の登録は、登録安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 (略)

二 登録安全担当者講習を行う者（以下「登録安全担当者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録安全担当者講習実施機関が登録安全担当者講習事務を開始する日

(講習の実施に係る義務)

第八十条 登録安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第七十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録安全担当者講習事務を行わなければならない。

一〇三 (略)

(登録事項の変更の届出)

第八十一条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、第七十八条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(登録安全担当者講習事務規程)

第八十二条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録タンカー安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録タンカー安全担当者講習の受講の申請に関する事項

二 登録タンカー安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録タンカー安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四 登録タンカー安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 (略)

六 登録タンカー安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項

七 (略)

八 その他登録タンカー安全担当者講習事務に関し必要な事項

(登録安全担当者講習事務の休廃止)

第八十三条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安

一〇三 (略)

(登録事項の変更の届出)

第八十一条 登録安全担当者講習実施機関は、第七十八条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(登録安全担当者講習事務規程)

第八十二条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項

二 登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 (略)

六 登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項

七 (略)

八 その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

(登録安全担当者講習事務の休廃止)

第八十三条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務

全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録タンカー安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録タンカー安全担当者講習事務を休止しようとする期間
- 五 登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録タンカー安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録タンカー安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録タンカー安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〜四 (略)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間
- 五 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十四条 登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一〜四 (略)

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第八十五条 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録タンカー安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(適合命令)

第八十六条 国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習が第七十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八十七条 国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習実施機関が第八十条の規定に違反していると認めるときは、その登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、登録タンカー安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第八十八条 国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録タンカー安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(帳簿の記載等)

第八十九条 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録タンカー安全担当者講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録タンカー安全担当者講習の受講料の収納に関する事項

第八十五条 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(適合命令)

第八十六条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第七十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八十七条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第八十条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第八十八条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 五 (略)

(帳簿の記載等)

第八十九条 登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項

- 二 登録タンカー安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項
- 三 登録タンカー安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録タンカー安全担当者講習の実施状況に関する事項

2 登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録タンカー安全担当者講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第九十条 国土交通大臣は、登録タンカー安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録タンカー安全担当者講習実施機関に対し、登録タンカー安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(安全担当者講習の登録)

第九十一条の二 第三条第三項第一号の登録は、登録低引火点燃料船安全担当者講習を行おうとする者の申請により行う。

2 第三条第三項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船安全担当者講習の実施に関する事務（以下「登録低引火点燃料船安全担当者講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四 その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項

2 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第九十条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(新設)

- ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 講師の氏名及び経歴を記載した書類
- 四 講師が、別表第三に該当する者であることを証する書類
- 五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第九十一条の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ 低引火点燃料船の構造及び設備
 - ロ 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム
 - ハ 低引火点燃料船の推進に関するシステム
 - ニ 低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法
 - ホ 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質
 - ヘ 災害防止対策及び海上汚染防止対策
 - ト 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令
 - 二 前号に掲げる科目にあつては、別表第三の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
 - 一 船員法第八十一条（船内作業による危害の防止に係る場合に限る。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第九十一条の六において準用する第八十八条の規定により第三條第三項第一号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過

(新設)

しない者

三 法人であつて、登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三条第三項第一号の登録は、登録低引火点燃料船安全担当者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録低引火点燃料船安全担当者講習を行う者（以下「登録低引火点燃料船安全担当者講習講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関が登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関が登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を開始する日

（登録の更新）

第九十一条の四 第三条第三項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習の実施に係る義務）

第九十一条の五 登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関は、公正に、かつ、第九十一条の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、第九十一条の三第一項第一号イからトまでに掲げる科目ごとに、それぞれ一時間以上であること。

三 安全担当者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第九十一条の三第一項第二号に該当する者に行わせること。

（新設）

（新設）

(準用)

第九十一条の六 第八十一条から第九十一条までの規定は登録低引火点燃料船安全担当者講習、登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関及び登録低引火点燃料船安全担当者講習事務について準用する。

(危険作業講習の登録)

第九十二条 (略)

2 第二十八条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 登録を受けようとする者が行う別表第五の上欄に掲げる講習の区分

四 (略)

3 (略)

(登録の要件等)

第九十三条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第四の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 別表第五の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

三 別表第五の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2・3 (略)

(新設)

(危険作業講習の登録)

第九十二条 (略)

2 第二十八条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 登録を受けようとする者が行う別表第四の上欄に掲げる講習の区分

四 (略)

3 (略)

(登録の要件等)

第九十三条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第三の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 別表第四の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

三 別表第四の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2・3 (略)

別表第三（第九十一条の三関係）

講習科目	条件
一 低引火点燃料船の構造及び設備 二 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム 三 低引火点燃料船の推進に関するシステム 四 低引火点燃料船の機関の取扱及び燃料の補給 五 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質	三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として低引火点燃料船に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
六 災害防止対策及び海上汚染防止対策	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として卒業した者で、その後二年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。 二 大学等において化学に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上危険物に関する研究又は実務に従事した経験を有する者であること。 三 三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格に於いての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員と

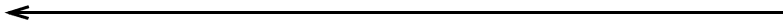
（新設）

<p>七 船員法その他 船員の安全及び 衛生に関する法 令</p>	<p>して船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p> <p>二 大学等において法律に関する学科を修得して卒業した者で、その後二年以上法律に関する研究若しくは実務に従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。</p>
<p>別表第四・別表第五</p>	<p>(略)</p>
<p>別表第三・別表第四</p>	<p>(略)</p>

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



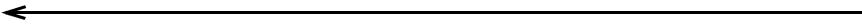
		改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	(略)	第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）	(略)
別表第二（第五条及び第六条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則	(略)	第八十四条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	(略)
別表第一（第三条及び第四条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	(略)	第七十七条の六の九第一項並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項	(略)
別表第二（第五条及び第六条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則	(略)	第八十四条第一項並びに第八十九条第一項及び第二項	(略)
		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）	(略)	第七十七条の六の九第一項並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項	(略)
別表第二（第五条及び第六条関係）		(略)	(略)
船員法施行規則	(略)	第八十四条第一項並びに第八十九条第一項及び第二項	(略)

船員法施行規則	(略)	第七十七条の六の九第二項（第七	別表第四（第十条及び第十一条関係）	船員労働安全衛生規則	(略)	第八十四条第二項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
	(略)				(略)		
船員法施行規則	(略)	第七十七条の六の九第二項	別表第四（第十条及び第十一条関係）	船員労働安全衛生規則	(略)	第八十四条第二項	第七十七条の六の九第二項
	(略)				(略)		
船員法施行規則	(略)	第七十七条の六の九第二項	別表第三（第八条及び第九条関係）	船員労働安全衛生規則	(略)	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。）
	(略)				(略)		
船員法施行規則	(略)	第七十七条の六の九第二項	別表第三（第八条及び第九条関係）	船員労働安全衛生規則	(略)	第八十九条第一項	第七十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用場合を含む。）
	(略)				(略)		

(略)	船員労働安全衛生規則	(略)	
(略)	第八十四条第二項(第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)	(略)	十七条の六の二十一及び第七十七条の六の二十六において準用する場合を含む。)
(略)	船員労働安全衛生規則	(略)	
(略)	第八十四条第二項	(略)	

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)
第五条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(日本船舶・船員確保計画の認定の申請)

第一条 (略)

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一・二 (略)

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ (略)

3・4 (略)

(報告等)

第十二条 (略)

2 前項の報告書には、当該報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定日本船舶・船員確保計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する前項の報告書に記載されないことを証する書類を添付するものとする。

3 認定日本船舶・船員確保計画に準日本船舶(法第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。)

の確保に係る事項が記載されている場合には、第一項の報告書には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び同条第五項の規定による準日本船舶の認定(次項において単に「認定」という。)の日を記載した書類を添付するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する日本船舶・船員確保基本方針に基づき日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準

改正前

(日本船舶・船員確保計画の認定の申請)

第一条 (略)

2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一・二 (略)

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ (略)

3・4 (略)

(報告等)

第十二条 (略)

2 前項の報告書には、当該報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する前項の報告書に記載されないことを証する書類を添付するものとする。

3 認定計画に準日本船舶(法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶をいう。以下この項及び次項において同じ。)

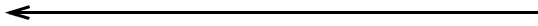
の確保に係る事項が記載されている場合には、前項に規定するもののほか、当該認定事業者が運航する全ての準日本船舶の名称、国際海事機関船舶識別番号及び法第三十九条の五第三項の規定による準日本船舶の認定(次項において単に「認定」という。)の日を記載した書類を添付するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の書類に記載された準日本船舶のうちに、法第三十四条第一項に規定する基本方針に基づき日本船舶の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に関する措置に関連して実施される準日本船舶の確保に関する措置の対象となる準日本船舶(以下この

（平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令の一部改正）

第六条 平成二十五年度に特定認定事業者が海上運送法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第三項第三号の期間及び同項第五号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令（平成二十五年国土交通省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(計画期間)</p> <p>第一条 平成二十年度に海上運送法(以下「法」という。)第三十五条第三項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十八条に規定する認定事業者(以下「特定認定事業者」という。)が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画(以下「現行計画」という。)の計画期間終了の日以降引き続き同条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年度に法第三十五条第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の変更(準日本船舶(法第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶をいう。以下同じ。))の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が新たに記載されるものに限る。</p> <p>()の認定の申請をする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号。以下「認定省令」という。))第四条の規定にかかわらず、当該変更前の現行計画の計画期間とする。</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(計画期間)</p> <p>第一条 平成二十年度に海上運送法(以下「法」という。)第三十五条第三項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法第三十八条に規定する認定事業者(以下「特定認定事業者」という。)が、当該認定に係る日本船舶・船員確保計画(以下「現行計画」という。)の計画期間終了の日以降引き続き同条に規定する課税の特例の適用を受けるため、平成二十五年度に法第三十五条第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の変更(準日本船舶(法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶をいう。以下同じ。))の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保に係る事項が新たに記載されるものに限る。</p> <p>()の認定の申請をする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号。以下「認定省令」という。))第四条の規定にかかわらず、当該変更前の現行計画の計画期間とする。</p> <p>2 (略)</p>

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第七条 船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを加える。



改正後	改正前
<p>(添付書類)</p> <p>第五条 海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査の基準)</p> <p>第十条 法第百条の三第一項第三十四号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八号様式（第十六条関係）</p> <p>2006年の海上の労働に関する条約 Maritime Labour Convention, 2006</p> <p>海上労働遵守措置認定書 第I部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part I (略)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>第五条 海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査の基準)</p> <p>第十条 法第百条の三第一項第三十二号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第八号様式（第十六条関係）</p> <p>2006年の海上の労働に関する条約 Maritime Labour Convention, 2006</p> <p>海上労働遵守措置認定書 第I部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part I (略)</p>

(a) 2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から16までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。
(略)

(b) (a)に規定する国内的な要件は、次の1から16までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。

(略)

(c)～(e) (略)

1～14 (略)

15. 送還のための金
銭上の保証 (第 2.
5 規則)

Financial security
for repatriation
(Regulation 2.5)

16. 船舶所有者の責
任に関する金銭上
の保証 (第 4.2 規
則)

Financial security
relating to ship
owners' liability
(Regulation 4.2)

(略)

実質的に同等な規定

Substantial equivalencies

(a) 2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。
(略)

(b) (a)に規定する国内的な要件は、次の1から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。

(略)

(c)～(e) (略)

1～14 (略)

(新設)

(新設)

(略)

実質的に同等な規定

Substantial equivalencies

(注 該当しない記述を抹消すること。)

(Note: Strike out the statement which is not applicable)

1 から16までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第6条3及び4に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。(適当な場合には説明を挿入すること。)

(略)

海上労働遵守措置認定書 第II部

Declaration of Maritime Labour Compliance Part II

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置

Measures adopted to ensure ongoing compliance between inspections

(略)

(第I部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から16までに記載すること。)

(State below the measures drawn up to ensure compliance with each of the items in Part I.)

1～14 (略)

15. 送還のための金

銭上の保証 (第2.

5 規則)

Financial security

for repatriation

(Regulation 2.5)

16. 船舶所有者の責

(注 該当しない記述を抹消すること。)

(Note: Strike out the statement which is not applicable)

1 から14までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第6条3及び4に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。(適当な場合には説明を挿入すること。)

(略)

海上労働遵守措置認定書 第II部

Declaration of Maritime Labour Compliance Part II

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置

Measures adopted to ensure ongoing compliance between inspections

(略)

(第I部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から14までに記載すること。)

(State below the measures drawn up to ensure compliance with each of the items in Part I.)

1～14 (略)

(新設)

(新設)

<p>任に関する金銭上の保証 (第 4.2 規則)</p> <p>Financial security relating to shareholders' liability (Regulation 4.2)</p> <p>(監)</p>	<p>(監)</p>
---	------------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。ただし、第七条の改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(改正法附則第三条第一項に規定する検査)

第二条 改正後の海上運送法施行規則第三十六条の二及び第三十六条の三の規定は、改正法附則第三条第一項に規定する検査について準用する。

(手数料)

第三条 改正法附則第三条第七項の国土交通省令で定める手数料の額は、千三百五十円とする。

(証票等に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び同令第十三号様式による証票並びに第五条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員

確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票とみなす。

第五条 第七条の規定による改正前の船員の労働条件等の検査等に関する規則第八号様式による海上労働遵守措置認定書は、その有効期間内に限り、同条の改正規定の施行後も、なおその効力を有するものとする。

(低引火点燃料船に関する経過措置)

第六条 船舶機関規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第八十八号)附則第二条第一項の船舶(以下「現存船」という。)については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第七十七条の三第二項の低引火点燃料船に含まれないものとする。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

2 現存船については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第十一条第二項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

(権限の委任)

第七条 改正法附則第三条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、所轄地方運輸局長等(船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等(運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福

岡運輸支局を除く。)を除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。)の長をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。)が行うものとする。